



平成30年3月28日に、高松市屋外広告物条例を改正し、 『屋外広告物の安全点検制度』を追加しました。

【改正の経緯】

平成27年2月に札幌市において、ビルの壁面に取り付けられた看板が落下して歩行者の頭部に当たる重大な事故が発生するなど、屋外広告物の適切な安全管理が全国的な課題となり、国においては、平成28年4月に「屋外広告物条例ガイドライン」を改正しました。

このような状況を踏まえ、屋外広告物の一層の安全性の向上を図り、公衆に対する危害を防止する目的から、平成30年3月に、高松市屋外広告物条例及び同施行規則を一部改正し、屋外広告物の点検義務などを制度化しました。

【改正の概要】

点検義務の制度化（平成30年3月28日施行）

屋外広告物の表示者、設置者に対して、**広告物の劣化の状況を点検**することが義務付けられました。

許可の要・不要を問わず、下記の広告物を除く**全ての広告物が点検の対象**です。

点検の対象から除外される広告物

はり紙、はり札、広告旗、立看板、広告幕、気球広告、壁面に直接描き込んだ広告等

有資格者による点検

掲出物件の上端の位置が地上からの高さ4mを超える、又は広告表示面積が30㎡を超える屋外広告物で、許可期間が1年間を超える広告物については、一定の有資格者が点検を実施しなければなりません。

※ 点検者に資格が必要となる広告物の考え方は裏面参照

点検者の資格

- | | | |
|-----------|-------------------|---------|
| • 屋外広告士 | • 建築士 | • 電気工事士 |
| • 電気主任技術者 | • 屋外広告物点検技能講習の修了者 | |

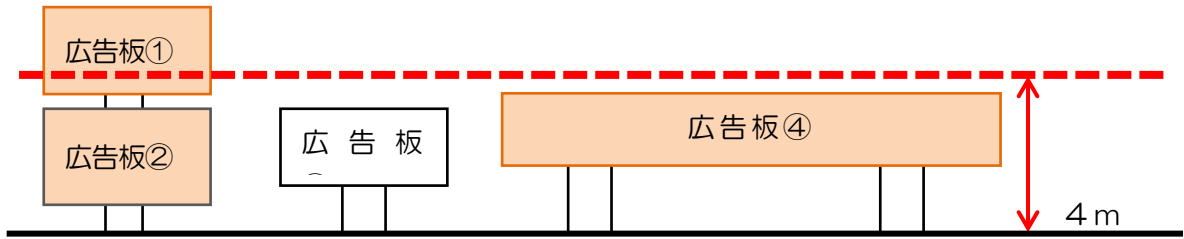
点検結果の報告義務（平成30年10月1日施行）

市長の許可を受けた屋外広告物の表示者、設置者に対して、更新の許可申請の際に、**点検の結果**を記録した「安全点検報告書」を提出することが義務付けられます。

点検結果の報告義務は、**平成30年10月1日以降に許可更新申請書が提出されるものから適用**となります。

※ 許可を要しない屋外広告物の場合、点検は義務付けられますが、「安全点検報告書」の提出は不要です。

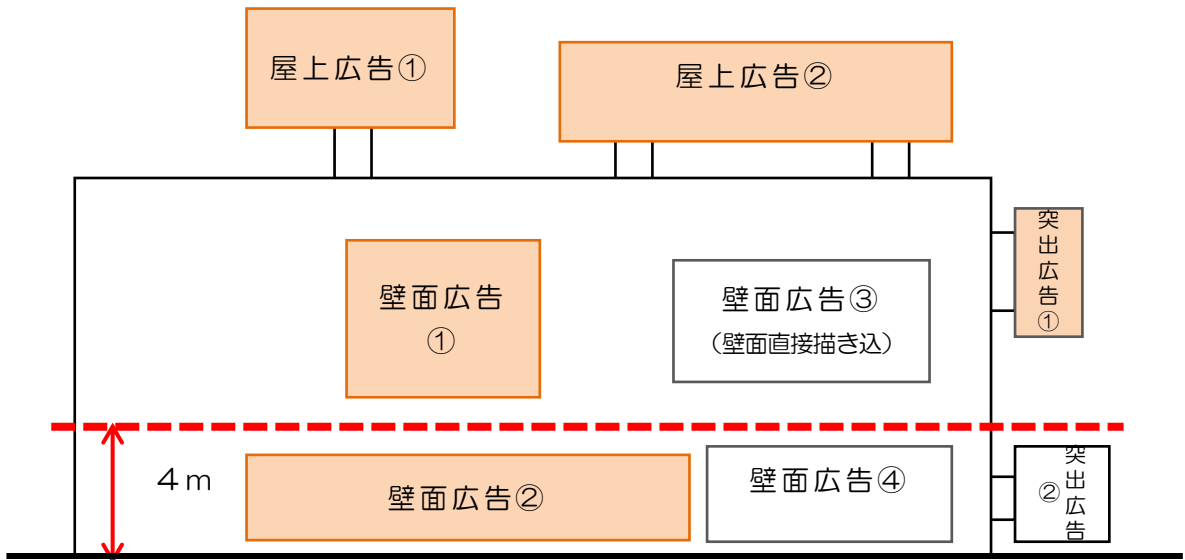
点検者に資格が必要となる広告物の考え方（広告板）



広告物の種類	面積	点検者資格
広告板①	5㎡	必要
広告板②	10㎡	必要
広告板③	20㎡	不必要
広告板④	31㎡	必要

広告板では、掲出物件の上端が地上からの高さ4mを超える、又は広告表示面積が30㎡を超える屋外広告物で、許可期間が1年間を超えるものには点検の際に点検者に資格が必要です。

点検者に資格が必要となる広告物の考え方（壁面広告・屋上広告・突出広告）



広告物の種類	面積	点検者資格
屋上広告①	29㎡	必要
屋上広告②	31㎡	必要
壁面広告①	15㎡	必要
壁面広告②	31㎡	必要
壁面広告③	15㎡	不必要
壁面広告④	10㎡	不必要
突出広告①	5㎡	必要
突出広告②	2㎡	不必要

屋上広告・壁面広告・突出広告についても、掲出物件の上端の位置が地上からの高さ4mを超える、又は広告表示面積が30㎡を超える屋外広告物で、許可期間が1年間を超えるものには点検の際に点検者に資格が必要です。

ただし、壁面広告において、③のように壁面に直接描き込みし、落下等の危険性の無い広告物については、点検者に資格は必要ありません（自己点検報告書の提出は必要です）。

◆問い合わせ先◆

高松市 都市整備局 都市計画課 景観係 TEL087-839-2455